・スティグリッツ『公共経済学』第4章での整理
・市場の失敗
1　不完全競争　(第6回)
2　公共財　(第4回)
3　外部性　(第8回)
4　<u>不完備市場</u>
5　<u>不完全情報</u>
6　失業等のマクロ経済変動

・市場経済が効率的な資源配分を実現したとしても政府の介入が必要な理由
1　競争市場の所得分配が望ましくない所得分配をもたらす可能性(第2，3回)
2　個人が正しく消費の判断をできない可能性 (<u>価値財</u>，paternalism)

社会保障
・福祉国家の理念は，わが国では憲法25条で生存権を保証することに現れている。
「①すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

社会保障制度の類型
・公的扶助 (生活保護)
・社会保険 (医療保険，介護保険，年金保険，労災保険，雇用保険)
・社会手当 (児童手当)
・社会福祉 (高齢者福祉，児童福祉，障害者福祉)
・公衆衛生

・なぜ公的年金が必要か？　なぜ個人の貯蓄では不十分か？
・市場の失敗の議論から，以下の3つの説明が考えられる。
1　価値財（貯蓄不足は取り返しがつかない）
2　逆選択（私的年金市場が成立しない）
　終身年金（生存している限り給付が受けられる。老後の生活資金に適している）は，長く生きられると思う人ほど加入したがる。保険会社が期待寿命を識別して細かく保険料を設定できない場合，長く生きられないと思う人は保険料を高く感じ，加入しなくなる。
3　モラルハザード（生活保護を当てにして貯蓄しない）

・これらの理由は，老後のための強制貯蓄を正当化している。
・公的年金は強制貯蓄を実現するひとつの手段であるが，唯一の手段ではない。私的年金への強制加入によっても強制貯蓄を実現できる（この方式への移行は運用民営化と呼ばれる）。

・私的年金への強制加入ではできないことを公的年金はしているのか？
・私的年金は（完全）積立方式である必要があるが，公的年金は世代間の所得再分配をおこなうことができる。

・年金の代表的な財政方式に（完全）積立方式と賦課方式がある。
　（完全）積立方式：保険料拠出をすべて積み立てて，運用益とともに年金給付に充てる。
　賦課方式：現役世代の保険料拠出を同時点の退職者の年金給付にする。
・特定の世代が不遇な状況に陥ったときに，世代間の所得再分配が正当化される場合がある。（例：戦争による被害，資産運用成績の悪化。）

・積立方式と賦課方式のどちらが有利か？
・内部収益率を比較してみる。
　2期間モデル（1期に保険料拠出，2期に年金受給）を考える。
[積立方式の場合]
　X円を拠出し，金利をrとすると，給付は（1＋r）Xとなる。
　内部収益率はr　（もしrが確率的なら運用リスクがある）
[賦課方式の場合]
　X円を拠出，経済成長率をnとすると，給付は（1＋n）X
　内部収益率はn　（もしnが確率的なら成長・人口リスクがある）

・高成長・低金利なら賦課方式が有利，低成長・高金利なら積立方式が有利。
・r，nにリスクがあれば両方式をバランスよくもつことでリスク分散が図れる。
・リスク分散から，世代間の所得再分配が正当化される場合がある。

・公的年金の世代間所得移転は，巨額におよぶ。

厚生年金の給付債務（1999年度末，国庫負担割合1/2）

過去期間に対応する給付債務	720兆円
積立金	170兆円
国庫負担	130兆円
将来の保険料引き上げ（6.3%分）	420兆円
将来期間に対応する給付債務	1，420兆円
国庫負担	270兆円
将来の保険料引き上げ（0.8%分）	50兆円
保険料（17.35%分）	1，110兆円

・今後の保険料引き上げの8割強は過去の積立不足に向けられる。
・将来の保険料を引き下げるとすれば，将来期間にかかる給付を引き下げざるを得ない。公的年金に頼れない将来世代が自分で貯蓄をすれば，「なし崩しの民営化」になる。

年金の仕組み

1階部分　基礎年金
2階部分　被用者年金
3階部分　企業年金（厚生年金基金，適格退職年金等）

被保険者（国民皆年金）
第1号　自営業者等（国民年金）
第2号　民間サラリーマン・公務員等（厚生年金・共済組合）
第3号　第2号被保険者の被扶養配偶者（国民年金）

・年金はいくらもらえるか？　（国民年金・厚生年金，2004年改正制度）
・支給開始年齢は65歳。25年以上加入が支給要件
・給付
老齢基礎年金：
満額（780,900円／年）×保険料納付期間／40年×物価スライド率
老齢厚生年金：
平均標準報酬額×給付乗率（5.481/1000）×加入期間×物価スライド率
・加入期間（強制加入）
国民年金：20〜59歳。厚生年金：20〜69歳。
・保険料
国民年金：月額13,300円（全額免除，半額免除あり）。2005年4月より毎年280円上げ，2017年度で16,900円。
厚生年金：月給・ボーナスの13.58%（労使折半）。2004年10月から毎年0.354%上げ，2017年度で18.3%。

・厚生年金の歴史
・1942年　労働者年金保険制度の創設（44年に厚生年金保険へ改称）
平準保険料　6.4%
・1948年改正　保険料率を9.4%から3%に引き下げ
・1954年改正（新厚生年金制度）
養老年金を定額部分と報酬比例部分の2階建て
支給開始年齢を55歳から60歳に段階的に引き上げ
将来の保険料率を段階的に引き上げ（段階保険料）

平準保険料：積立方式のもとで，積立期間で保険料を一定にするよう設定。
段階保険料：積立方式のもとで，積立期間で保険料を段階的に引き上げる（初期には積立金不足）

・1973年改正（福祉元年）
給付水準は直近の男子月収の60%
物価スライド，賃金スライドの導入
保険料7.6%，最終保険料19.6%
・1985年改正
基礎年金の導入（65歳支給開始）
給付乗率を10/1000から7.5/1000に引き下げ（加入期間の長期化に対応）
保険料12.4%，最終保険料28.9%
・1990年改正
保険料14.3%，最終保険料31.5%
・1994年改正
定額部分の支給開始年齢を65歳に段階的に引き上げ
賃金スライドを可処分所得スライドへ
保険料16.5%（96年に17.35%），最終保険料29.8%

・2000年改正
報酬比例部分の支給開始年齢を65歳へ段階的引き上げ
給付乗率を7.5/100から7.125/1000に引き下げ
既裁定者の賃金スライドを停止
保険料据え置き，最終保険料25.4%（総報酬ベースで19.8%）
・2004年改正
基礎年金給付の国庫負担割合を段階的に1/2へ引き上げ
2004年度　年金課税の適正化
2005，6年度　定率減税の縮減・廃止
2007年度　消費税を含む抜本的税制改革
マクロ経済スライドを導入
1人当たり賃金伸び率－スライド調整率
スライド調整率＝被保険者数の減少率＋0.3%
（2025年度までは平均年0.9%程度）
最終保険料18.3%（総報酬ベース）